

別記様式1-3：譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合又は被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合における譲渡の場合（租税特別措置法第35条第3項第3号）

## 被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者住所 ○○市○○町○番○号

住民票に記載されている住所・氏名

氏名 ○ ○ ○ ○

電話 0000-00-0000

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、「譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、当該家屋が耐震基準に適合することとなった場合又は当該家屋の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合」（租税特別措置法第35条第3項）、「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（同項第3号）、「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の居住の用（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由（※1）（以下「特定事由」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（政令で定める要件（※2）を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（以下「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」（同条第5項柱書）及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供していた者がいなかったこと）」（同項第3号）に該当すること

（※1）通知における特定事由と同じ。（※2）通知における老人ホーム等入所

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等（※3）の所在地（敷地の所在地番）	函館市○○町○○番○○号	
申請被相続人居住用家屋の建築年月日（※4）	昭和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日	
被相続人の氏名及び住所	(住所) ○○市○○町○○番○○号	申請者から見た続柄
	(氏名) ○○ ○○	
家屋が耐震基準に適合することとなった場合は右の□に✓のう え、その日を記入（※5）	耐震基準に適合⇒□	家屋の取壊し、除却又は滅失の場合は右の□に✓のう え、その日を記入（※6）
	年 月 日	令和 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日
相続	例) 登記簿上は相続人を一人にし、売却後実際の複数の相続人に分割する場合	譲渡日 (※7) 令和 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙	□家屋 (住所) ○○市○○町○○番○○号	家屋とその敷地を譲渡先に引き渡した日 ※売買契約書に記載されている引き渡し日等書類により引き渡し日を確認できる日を記載
	□敷地等 (氏名) ○○ ○○	
換価分割の場合は✓ ⇒ □	□家屋 (住所) ○○市○○町○○番○○号	※申請者以外に相続者がいる場合に記載 (住民票の住所・氏名)
	□敷地等 (氏名) ○○ ○○	
相続人(※8)の数(申請者含む) ※該当する□に✓	<input checked="" type="checkbox"/> 2名以下 【特別控除額の上限額 3,000万円】	<input type="checkbox"/> 3名以上 【特別控除額の上限額 2,000万円】

複数の相続人が申請する場合の提出書類について

- 各々申請書および添付書類を提出してください。
- 同時に申請する場合は添付書類のうちコピー不可となっているものについて一人が原本提出、それ以外の人はコピーでも構いません。

家屋および敷地(土地)の登記簿に記載されている地番

登記簿に記載されている家屋が新築された日

- 実際に居住していた住所
- ・通常は住民票の除票の住所
- ・申請家屋の住所と同じ
- ・老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等の住所

閉鎖事項証明書に記載されている取壊し日

家屋とその敷地を譲渡先に引き渡した日 ※売買契約書に記載されている引き渡し日等書類により引き渡し日を確認できる日を記載

※申請者以外に相続者がいる場合に記載 (住民票の住所・氏名)

相続等により家屋と敷地のいずれも取得した相続人の数

(※3) 申請者、被相続人、申請者以外に相続者がいる場合は、被相続人又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）で取得したものに限る。  
 (※4) 申請書に記載されたものに限る。  
 (※5) 耐震基準適合の完了日を記載する。  
 (※6) 家屋の取壊し、除却又は滅失した日には、閉鎖事項証明書等に記載の取壊し等の日を記載する。  
 (※7) 申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限り、なお、本申請書を用いての申請は、令和6年1月1日以降に譲渡をしたものに限り、  
 (※8) 相続又は遺贈により申請被相続人居住用家屋とその敷地等のいずれも取得した相続人に限り、

## 被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日	令和 年 月 日
確認を行った市区町村長	北海道函館市長 大 泉 潤 印